

鳥栖市地域防災計画の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正後	備考
40	第3編 災害予防・減災計画 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり 第1節 災害に強いひとづくり 第1 (略) 第2 消防団の育成強化 消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしているものであることから、消防団の育成、強化に努め、地域の防災力の向上を図る。 また、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。	第3編 災害予防・減災計画 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり 第1節 災害に強いひとづくり 第1 (略) 第2 消防団の育成強化 消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしているものであることから、消防団の育成、強化に努め、地域の防災力の向上を図る。 <u>県及び市は、消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> また、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。	
42	第3 ～ 第5 (略) 第6 防災知識の普及啓発 1 市民への防災知識の普及啓発 (略) また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	第3 ～ 第5 (略) 第6 防災知識の普及啓発 1 市民への防災知識の普及啓発 (略) また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記
43	2 ～ 5 (略) 第7 (略) 第8 災害教訓の伝承 (略) また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。 (略) 第2節 災害に強いまちづくり 第1 (略) 第2 災害危険個所の対策 1 ～ 6 (略)	2 ～ 5 (略) 第7 (略) 第8 災害教訓の伝承 (略) また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。 (略) 第2節 災害に強いまちづくり 第1 (略) 第2 災害危険個所の対策 1 ～ 6 (略)	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記

頁	現行	修正後	備考
45		<u>7 アスベスト使用建築物等の把握</u> 県及び市は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記
	第3 公共施設、交通施設等の整備	第3 公共施設、交通施設等の整備	
	1 (略)	1 (略)	
46	2 交通施設の実備 主要な道路、鉄道等の交通施設については、当該施設の管理者は、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の連携強化を含む災害に対する安全性の確保に努める。 また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間において、落石等により災害が発生した場合、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。	2 交通施設の実備 主要な道路、鉄道等の交通施設については、当該施設の管理者は、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の連携強化を含む災害に対する安全性の確保に努める。 また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間において、落石等により災害が発生した場合、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。 県及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記
	3 ～ 7 (略)	3 ～ 7 (略)	
47	8 地下水脈利用のための整備 市は供給量の大きな地下水脈による生活用水の確保のため、指定避難所に防災井戸の整備に努める。	8 地下水脈利用のための整備 市は供給量の大きな地下水脈による生活用水の確保のため、指定避難所に防災井戸の整備に努める。また、防災井戸を飲用に供する場合は、水質検査により飲用に適することの確認を行う。	佐賀県からの 意見を踏まえた 追記
	(略)	(略)	
53	第3節 災害応急活動対策の実備	第3節 災害応急活動対策の実備	
	第1 ～ 第3 (略)	第1 ～ 第3 (略)	
	第4 災害時の相互協力・応援体制の実備・強化	第4 災害時の相互協力・応援体制の実備・強化	
	1 ～ 2 (略)	1 ～ 2 (略)	
55-1	3 受援計画等の策定 市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等についての受援計画等の策定に努める。 県及び市町は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	3 受援計画等の策定 市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等についての受援計画等の策定に努める。 県及び市町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の実備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記

頁	現行	修正後	備考
58-1	(略) 第5節 避難対策実施体制の整備 1 自主避難所の指定・登録 (略) (1) (略) (2) 公共施設 市は、まちづくり推進センターを自主避難所として指定する。指定にあたっては、避難の状況に応じて段階的に開設を行うよう一次開設場所、二次開設場所に区分するとともに、職員対応の体制等を定めるものとする。 なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人とする。 また、感染症対策等のため必要な場合は、概ね4㎡あたり1人とする。 2 避難場所等の指定 市はまちづくり推進センター、学校等の公共的施設等を対象に地域の人口地形、災害に対する安全性等を考慮し、施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民へ周知徹底を図るものとする。 (1) (略)	(略) 第5節 避難対策実施体制の整備 1 自主避難所の指定・登録 (略) (1) (略) (2) 公共施設 市は、まちづくり推進センターを自主避難所として指定する。指定にあたっては、避難の状況に応じて段階的に開設を行うよう一次開設場所、二次開設場所に区分するとともに、職員対応の体制等を定めるものとする。 なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人<u>を目安とするが避難者数等の状況に応じて、可能な限りスフィア基準に沿った最低3.5㎡当たり1人とするなど柔軟に対応する。</u> また、感染症対策等のため必要な場合は、概ね4㎡あたり1人<u>を目安</u>とする。 2 避難場所等の指定 市はまちづくり推進センター、学校等の公共的施設等を対象に地域の人口地形、災害に対する安全性等を考慮し、施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、<u>日頃から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について住民等</u>へ周知徹底を図るものとする。 (1) (略)	国際基準を踏まえた修正 国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた修正
58-2	(2) 指定避難所 市は、大規模災害が発生した場合に、災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し保護する避難所として、市の公共施設等を指定する。 指定にあたっては、河川付近及び低地などでは水害、山間部では土砂災害からの安全が確保できる場所であることに配慮する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人とする。 また、感染症対策等のため必要な場合は、概ね4㎡あたり1人とする。 3 避難所の機能の強化 (略) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化にと努めるものとする。 市は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じようとする。 また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。	(2) 指定避難所 市は、大規模災害が発生した場合に、災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し保護する避難所として、市の公共施設等を指定する。 指定にあたっては、河川付近及び低地などでは水害、山間部では土砂災害からの安全が確保できる場所であることに配慮する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人<u>を目安とするが避難者数等の状況に応じて、可能な限りスフィア基準に沿った最低3.5㎡当たり1人とするなど柔軟に対応する。</u> また、感染症対策等のため必要な場合は、概ね4㎡あたり1人<u>を目安</u>とする。 3 避難所の機能の強化 (略) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化にと努めるものとする。 <u>市は、良好な生活環境になるようスフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所が運営できるよう努めるものとする。</u> 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じようとする。 また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。	国際基準を踏まえた修正 国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた修正

頁	現行	修正後	備考
59-1	4 ～ 5（略） 6 避難所開設のための整備（略） 整備にあたっては、次の点について配慮した対応が必要となることに留意する。 ○ 情報の提供 ○ 飲料水、食料、生活物資の供給 ○ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分） ○ プライバシーの確保 ○ 要配慮者に配慮した対応 ○ 在宅等被災者（自宅や車上など避難所以外で生活する被災者）に配慮した対応 ※ 情報や生活物資等については、発災からの時間経過によりニーズが多様に変化するため、的確な対応が必要となる。	4 ～ 5（略） 6 避難所開設のための整備（略） 整備にあたっては、次の点について配慮した対応が必要となることに留意する。 ○ 情報の提供 ○ 飲料水、食料、生活物資の供給 ○ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分） ○ プライバシーの確保 ○ 要配慮者に配慮した対応 ○ 在宅等被災者（自宅や車上など避難所以外で生活する被災者）に配慮した対応 ※ 情報や生活物資等については、発災からの時間経過によりニーズが多様に変化するため、的確な対応が必要となる。 <u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>さらに、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> （略）	
61	第7節 生活救援体制の整備 第1 物資調達体制の整備 1 資機材等物資の確保 市は、災害時における必要な資機材・物資・食料等の備蓄に努める。 基本的に資機材以外の物資については、協力団体との協定によりその確保に努める。 なお、品目・数量等は、佐賀県及び県内市町において策定した「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」を参考に整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、<u>要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> 仮設トイレについては、レンタル業者等との協定締結により確保する方策を検討する。 （略） 第9節 要配慮者支援体制の整備	第7節 生活救援体制の整備 第1 物資調達体制の整備 1 資機材等物資の確保 市は、災害時における必要な資機材・物資・食料等の備蓄に努める。 基本的に資機材以外の物資については、協力団体との協定によりその確保に努める。 なお、品目・数量等は、佐賀県及び県内市町において策定した「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」を参考に整備するものとし、<u>備蓄品の調達にあたっては、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u> 仮設トイレについては、レンタル業者等との協定締結により確保する方策を検討する。 （略） 第9節 要配慮者支援体制の整備	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 修正
65	1 ～ 6（略） 7 地域全体の支援体制づくり 市は、消防本部、警察署、消防団、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、鳥栖市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び支援団体及びボランティア組織等と連携し、避難行動要支援者の避難支援、安否	1 ～ 6（略） 7 地域全体の支援体制づくり 市は、消防本部、警察署、消防団、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、鳥栖市社会福祉協議会、	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 修正

頁	現行	修正後	備考
68	確認あるいは救助活動など、要配慮者の安全確保に係わる協力体制及び避難所における介助などの支援体制の整備に努める。	地域包括支援センター及び支援団体及びボランティア組織等と連携し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認あるいは救助活動など、要配慮者の安全確保に係わる協力体制及び避難所における介助などの支援体制の整備に努める。	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた修正
	(略) 第 1 2 節 災害復旧・復興への備え 1 ～ 3 (略) 4 被災者支援体制の整備 県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする	(略) 第 1 2 節 災害復旧・復興への備え 1 ～ 3 (略) 4 被災者支援体制の整備 県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。 <u>また、県及び市町は、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。</u>	